

4月から定期予防接種が変わります！



4月1日より、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期予防接種に追加されました。これにより、今までは助成事業による「任意予防接種」でしたが、接種努力義務のある「定期予防接種」となります。

健康対策課では、既定の回数の接種が完了していない対象者の皆様に対し、個別通知を予定していますが、母子手帳等をよくご確認ください。回数漏れや過剰接種をすることがないようにご注意ください。

詳しくは、健康対策課（☎73-1322）へお問い合わせください。

| 種 類 | 対 象 者 | 接 種 回 数 | |
|--------------|----------------------|---------|------------------|
| 子宮頸がん 予防ワクチン | 中学1年生～ 高校1年生相当の女子 | 3回 | |
| ヒブワクチン | 生後2～60月未満の者 | 4回 | 接種開始が生後2～7月未満 |
| | | 3回 | 接種開始が生後7～12月未満 |
| | | 1回 | 接種開始が生後12月～60月未満 |
| 小児用肺炎球菌ワクチン | 生後2～60月未満の者 | 4回 | 接種開始が生後2～7月未満 |
| | | 3回 | 接種開始が生後7～12月未満 |
| | | 2回 | 接種開始が生後12月～24月未満 |
| | | 1回 | 接種開始が生後24月～60月未満 |

平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方へ

日本脳炎予防接種が完了していない場合があります!!

平成17～21年度の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃していることがありますので、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、**6か月～20歳未満の間**、いつでも日本脳炎の定期予防接種を受けることができますようになりました。

母子手帳をご確認いただき、日本脳炎の予防接種（1期3回・2期1回）が不足している方は、母子手帳をご持参のうえ、健康対策課までお越しください。今までの接種歴を確認し、該当の接種券をお渡しします。

| 対 象 者 | 今までの接種歴 | 接 種 方 法 | |
|-----------------------------------|------------|--------------------|--|
| | | 1期接種 | 2期接種（9歳以降） |
| 平成7年4月2日 ～ 平成19年4月1日 生まれ | 1期：未接種の方 | 2回接種し、 1年後に1回接種 | 9歳以降に1回接種 (13歳以上の方は20歳未満 まで接種可能) |
| | 1期：1回接種の方 | 残りの2回を接種 | |
| | 1期：2回接種の方 | 残りの1回を接種 | |
| | 1期：接種完了した方 | — | |